

有効期限7/31まで 保険証・医療費助成受給者証 更新のお知らせ

▼問い合わせ 役場健康長寿課医療給付係
(さわやかハウス内 019-611-2823)

7月下旬に保険証などを本人や世帯主宛てに郵送します

国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）、後期高齢者医療被保険者証、医療費助成受給者証の更新時期が間近です。

7月下旬に、それぞれに加入中の方や世帯主に新しい保険者証などを郵送しますので、お手元に届いた際は必ず内容をご確認ください。

※医療費助成受給者証の更新では「地方税関係情報取得に係る同意書」の提出が必要な場合があります。

▼国民健康保険被保険者証

世帯全員分を世帯主宛てに一括送付

▼後期高齢者医療被保険者証

保険証を個人宛てに送付

▼医療費助成受給者証

子ども、ひとり親家庭、重度心身障がい者、寡婦の各受給者で、審査の結果、認定継続となる方に受給者証を送付（はがき）。

限度額適用認定証

減額認定証をお持ちの方へ

●国民健康保険

8月以降も使用する場合は再度認定申請が必要です。8月1日以降に健康長寿課（さわやかハウス内）で申請をしてください。

●後期高齢者医療

対象者には保険証と併せて認定証を郵送します（更新の申請は不要）。
※所得区分の変更で非該当になる方には郵送しないためご注意ください。

【妊産婦医療費助成】自己負担額と認定有効期間が変わります

8月1日から、妊産婦医療費助成の内容が変わります。7月下旬に新しい受給者証を郵送しますので、8月からは新しく届いた受給者証を医療機関にご提示ください。

変更項目	対象者	7月31日まで	8月1日から
自己負担額	すべての妊産婦医療費受給者	診療報酬明細書ごと ・外来 月1,500円 ・入院 月5,000円	診療報酬明細書ごと ※8月診療分から ・外来 月 750円 ・入院 月2,500円
有効期間	妊産婦（町単独）医療費受給者 ※所得制限を超えている妊産婦	妊娠8月に達する月の初日から 出産した日の翌月末日まで	妊娠5月に達する月の初日から出産した日の翌月 末日まで（所得制限を超えない妊産婦と同じ）

【12/2】現行の保険証が廃止

従来の保険証は12月2日に廃止され、新規発行が終了します。今回お手元に届く、新しい国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）や後期高齢者医療被保険者証は最長で令和7年7月31日まで有効です*。

保険証廃止後の取り扱いは次のとおりです。詳細は、保険証に同封するお知らせをご確認ください。

※令和7年7月31日までに後期高齢者医療制度に移行する方など、一部の方は有効期限が異なる場合があります。

マイナ保険証をお持ちの方

マイナ保険証をご利用ください。令和7年7月31日の有効期限を迎える前に、ご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう「資格情報のお知らせ」をお送りする予定です。

マイナ保険証をお持ちでない方

令和7年7月31日の有効期限を迎える前に、従来の保険証に代わる「資格確認書」をお送りする予定です。現行の保険証と同様、医療機関の窓口で提示することで一定の負担で医療を受けることができます。